

平成27年第1回定例会会議録

四市複合事務組合議会

平成27年四市複合事務組合議会第1回定例会会議録

◎議事日程

平成27年2月18日（水）

午後2時開議

諸般の報告（議案の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 新任議員の議席の指定

第2 会期決定の件

第3 副議長の選挙

第4 議案第1号 平成27年度四市複合事務組合予算

第5 議案第2号 四市複合事務組合情報公開条例及び四市複合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第6 会議録署名議員の指名

.....

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時3分開会

○議長（田中真太郎議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年四市複合事務組合議会第1回定例会を開会いたします。

○議長（田中真太郎議員） これより会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（田中真太郎議員） この際、諸般の報告をいたします。
報告事項は、お手元に配付したとおりであります。
[諸般の報告は巻末に掲載]

○議長（田中真太郎議員） ここで、管理者に定例会招集の挨拶をお願いいたします。

○管理者（松戸徹市長） 本日は大変お忙しい中、各市の市議会開会前にお集まりをいただきまして、あり

がとうございます。

日ごろより四市複合事務組合の運営に関しまして多大なお力添えを賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

また、このたびは八千代市議会選出の伊東幹雄議員、そして塚本路明議員におかれましては、ご当選、本当におめでとうございます。改めてよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日ここに、平成27年四市複合事務組合議会第1回定例会を招集させていただきました。ご審議をお願いする案件は、平成27年度四市複合事務組合予算、情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例の2件でございます。これらの案件につきまして、ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

そして、本組合の懸案でありました第2斎場整備事業につきましては、昨年11月の平成26年第1回臨時議会におきまして、習志野市茜浜での建設推進予算を議決していただきました。平成31年10月の供用開始という目

標に向かい、現在、地元習志野市と連携を図りながら関係各機関との協議を開始するとともに、設計や環境影響評価調査業務などに着手しておりますので、組合議会並びに関係市の皆様には、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田中真太郎議員） これより日程に入ります。日程第1、新任議員の議席の指定を行います。

八千代市議会選出議員の議席は、お手元に配付した議席表のとおり指定いたします。

〔議席表は巻末に掲載〕

○議長（田中真太郎議員） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中真太郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

○議長（田中真太郎議員） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

本選挙は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行うこととし、議長が指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中真太郎議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

副議長に伊東幹雄議員を指名いたします。

ただいま指名の伊東幹雄議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中真太郎議員） 異議なしと認めます。

よって、伊東幹雄議員が副議長に当選されました。

伊東幹雄議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

.....
○議長（田中真太郎議員） 伊東幹雄議員から当選承諾のご挨拶があります。

伊東幹雄議員。

○8番（伊東幹雄議員） ただいまは皆様のご推挙により、四市複合事務組合の副議長という大役を仰せつかりました。議長を補佐しながら、全力で議会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（田中真太郎議員） ありがとうございます。

○議長（田中真太郎議員） 日程第4、議案第1号平成27年度四市複合事務組合予算を議題といたします。

〔議案第1号は巻末に掲載〕

○議長（田中真太郎議員） 提出者から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（林田豊） それでは、議案第1号平成27年度四市複合事務組合予算についてご説明いたします。お手元の予算書3ページをお開きください。

平成27年度の歳入歳出予算総額は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ13億9780万円を計上いたしました。これは平成26年度予算に対しまして2.8%、3,765万円の増額となっております。

第2条の一時借入金の借り入れ最高額は、前年度と同額の7,000万円と定めるものでございます。

次に、科目別概要の説明に入る前に、資料はございませんが、27年度予算に影響を及ぼす制度改正等についてご説明いたします。

まず歳入面でございますが、3年ごとの介護報酬改定等による影響でございます。特に平成27年度介護報酬改定におきましては、まだこれは正式に決まっておりませんが、改定率が全体でマイナス2.27%となっております。このうち、組合予算に影響を及ぼすと思われる基本単位はマイナス4.48%の引き下げとなっており、1,670万円程度の減収を見込んでおります。一方で地域区分が見直しされまして、三山園の所在市でございます船橋市が5級地6%から4級地12%に引き上げられると。それによりまして946万円の増収を見込んで

でおり、影響額は差し引きでマイナス720万円を見込んでおられるところでございます。

次に歳出面でございますが、職員の給与改定による影響がございます。26年度の給与改定による27年度の増額分につきましては432万円を見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算の概要について、歳入歳出予算事項別明細書に沿って歳入予算からご説明いたします。

説明の前に、平成27年度予算書における歳入予算科目の変更について、A3判の予算参考資料によりご説明させていただきます。

参考資料をごらんください。現行の科目区分につきましては、左側の表のとおりになっております。

三山園関連では、関係市分賦金と介護報酬などの施設利用負担金が、いずれも1款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金という同じ科目に区分されております。

馬込斎場関連では、関係市分賦金は1款分担金及び負担金、1項負担金、2目衛生費負担金、1節斎場費負担金に区分され、利用者の施設使用料は2款使用料及び手数料、1項使用料、1目斎場使用料、1節斎場施設使用料と別々の科目に区分されております。また、1節の斎場施設使用料に、利用者の斎場施設使用料と電柱等の土地占有に伴う斎場占有料が同じ科目に区分されております。

このように、それぞれの事業において主たる財源となる関係市分賦金または利用者の施設利用負担金や使用料が、他の財源と同じ科目に区分されていることでわかりにくくなっていると思われまふ。そこで、平成27年度が介護報酬の改定年でありまふことから、これを機に、他の公共団体の予算書等を調べまふところ、科目を分けている例が多く見られることから、これらを参考に、右側の表のとおり、科目区分を変更するものがございます。具体的には、網かけになっている部分について変更するもので、矢印により変更後の科目を示してあります。

三山園関連では、介護報酬に係る施設利用負担金について、1款にサービス収入という科目を新設し、区分します。以下、現行の款の番号を1つずつ繰り下げ、7

款諸収入を8款といたします。

また、不定期の収入でありまふ介護認定調査受託料と、不定額でありまふ船橋市敬老行事交付金でありまふ関係市負担金は8款諸収入の雑入に区分します。

馬込斎場関連では、電柱等の土地占有料を、1目斎場使用料に新たに節を追加し、3節土地建物使用料として区分いたします。

これにより、両事業ともに関係市分賦金につきましては、単独で2款分担金及び負担金に区分することになります。

また、右側の表では、平成26年度予算額について、同予算額（置換）という欄がございます。27年度の予算科目に置きかえて区分してありますので、これからの説明におきまふは、前年度の比較はこちらをベースに説明させていただくこととなります。

なお、予算書には科目の置きかえはございませんので、参考資料もあわせてごらんいただきたいと思っております。

それでは、歳入予算から説明いたします。予算書の11ページをお開きください。

1款サービス収入でございます。これは、特別養護老人ホーム三山園に係る介護報酬で、公費で賄われる介護給付金収入と利用者の自己負担金収入を合わせ、11ページ下段のとおり、4億5872万円を見込みました。前年度との比較ではマイナス0.2%、112万6000円の減額となっております。主な理由といたしまして、先ほど申しましたが、減額面では、介護報酬改定に伴う基本単位の引き下げによる減収約1,670万円程度です。それから増額面としまして、地域区分の見直しによる増収946万円を見込んであります。また、通所介護における新規施設基準の取得に加えまして、施設の利用率を上げるなどして増収を見込んであります。

次に12ページ、2款分担金及び負担金は関係4市からの分賦金でございます。分賦金の内訳は、三山園及び馬込斎場に係る起債の償還金と、馬込斎場、第2斎場整備事業、議会、そして事務局に係る経費でございます。三山園に係る1目民生費負担金は、12ページ上段にありまふとおり、前年度比3%、377万8000円増の1億3023万7000円を見込んであります。斎場に係る2目衛生費負

担金は、前年度比マイナス31%、1億6956万円減の3億7784万1000円を見込んでおります。

分担金及び負担金の総額は、前年度の比較でマイナス24.6%、1億6578万2000円減の5億807万8000円でございます。これは、平成26年度の補正予算におきまして、第2斎場建設予定地の変更により減額した事業費を予備費に振りかえ、あわせて27年度及び28年度までの債務負担行為に基づく契約を締結しており、次年度以降の支出額が決定しておりますことから、これらの事業費の財源とするために、26年度までに関係市よりお預かりいたしました分賦金は清算せずに、27年度に繰り越しし、この繰越金を27年度の事業費に充当いたします。そして、その残額9304万8000円を28年度までの債務負担行為の財源として繰り越すことを前提に予備費に計上するものでございます。これにより、27年度の第2斎場整備事業に係る分賦金は関係市よりいただかないこととなります。

次に、12ページ中段の3款使用料及び手数料は、斎場の施設使用料及び自動車使用料が主なもので、1億2387万9000円を見込みました。前年度と比較しますとマイナス1.7%、217万7000円の減額となっております。主な理由といたしまして、火葬件数の増加に伴う火葬使用料や、遺体保管室を26年度に4室増設したことに伴う遺体保管室使用料で前年度に比べまして229万円の増収を見込んでおりますが、近年、家族葬が増加傾向にありまして、有料の控室使用料を前年度比467万6000円の減収を見込んでおります。

13ページの4款財産収入は、職員の退職手当の資金として積み立てております退職手当基金の運用収入で1万5000円を見込んでおります。

同じく13ページ中段の5款寄附金は、特別養護老人ホーム三山園への寄附金収入を5,000円見込んでおります。

次に、14ページの6款繰入金につきましては、三山園職員1名及び馬込斎場の職員2名、計3名の定年退職に伴う退職手当の財源として、3,550万円を退職手当基金から取り崩すものでございます。

次に、7款繰越金ですが、26年度から27年度へ繰り越される歳入歳出差し引き決算見込み額2億6646万5000

円を計上したものでございます。これには、第2斎場整備事業における建設予定地変更により生じた分賦金の剰余見込み額1億8739万7000円が含まれております。

最後に、15ページの8款諸収入は、斎場の納骨容器等の実費頒布による収入が主なもので、513万8000円を見込んでおります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。予算書の16ページをお開きください。

まず、1款議会費でございますが、議員報酬及び議会運営に要する経費といたしまして、前年度比4.9%、11万2000円増の239万2000円を計上しております。

次に、2款総務費は17ページから19ページにかけてまして、特別職及び事務局職員の人件費と組合運営経費など、前年度比3.2%、354万2000円増の1億1299万円を計上いたしました。主な理由でございますけれども、18ページ右側のほうの中段でございます18節備品購入費で、今年度故障により廃車しました事務連絡車の更新費用250万円、それと事務局の電話設備の老朽化に伴います更新費用46万4000円などを計上したことによるものでございます。

次は3款民生費で、特別養護老人ホーム三山園の管理運営に関する経費でございます。19ページから21ページにかけてでございます。

1目老人福祉総務費は、主に三山園職員の人件費などの経費で、19ページ中段にありますとおり、3億5692万1000円を計上いたしました。26年度の給与改定による影響分のほか、介護職員1名の定年退職による退職手当の計上などによる人件費の増加等で、前年度比6.4%、2139万6000円の増額となっております。

2目老人福祉施設費につきましては、三山園が実施する特養事業、ショートステイ事業、デイサービス事業に要する経費及び施設の維持管理の経費として、21ページ上段にありますとおり、1億4995万5000円を計上いたしました。主な増減といたしまして、11節の需用費、光熱水費における単価の上昇による増額を見込みましたが、施設管理の手数料や委託料の仕様の見直しにより、前年度比4.1%減、645万9000円の減額となりました。

なお、一昨年より入所者の安全・安心確保を図るた

めの備品の購入を進めてきております。27年度も引き続き、ベッドからの転落防止のためのベッドサイドレールのほか、除圧式マットレスやエアーマット、離床を把握するためのセンサーコールなどを購入してまいります。

以上、民生費総額は21ページ下段にありますとおり、前年度比3%、1493万7000円増の5億687万6000円を計上しております。

4款衛生費は22ページから25ページにかけてで、馬込斎場の管理運営及び第2斎場整備に要する経費でございます。

1目斎場総務費は、主に斎場職員の人件費などの経費で、22ページ上段にありますとおり、1億3874万7000円を計上いたしました。三山園と同様に、今年度の給与改定による影響分のほか、火葬担当職員の定年退職による退職手当の計上などの人件費の増加などで、前年度比11.5%、1430万6000円の増額となりました。

2目斎場施設費は、斎場施設の維持管理に要する経費として、23ページ下段にありますとおり、3億1136万6000円を計上いたしました。前年度比10.9%、3051万1000円の増額となっております。主な増減といたしましては、工事請負費が、暫定的火葬受入増加計画の実施に向け、昨年度より講じてきました発煙、騒音対策により生じます火葬作業室内の高温対策のために空調機設置工事を行います。そちらの費用を4,320万円計上するほか、外壁タイルの剥落がございまして、今年度応急処置をしておりますが、残りの現状調査を含めた補修工事費1,000万円を計上するなど、前年度に比べまして3873万7000円ふえております。

その他では、11節需用費の光熱水費において節減の努力をしておりますが、単価の上昇や発煙対策としてガスを使用したためガスの使用量が増加していることで53万9000円の増額、施設管理や委託の仕様の見直しを図り、手数料や委託料で45万6000円の減額を見込んでおります。

次に、3目の第2斎場整備費でございますが、第2斎場整備室職員の人件費及び関係市派遣職員の負担金のほか、今年度の補正予算に基づく債務負担行為により契約しております建設設計業務委託料1648万6000円、環

境影響評価調査業務委託料564万3000円、火葬炉設備選定支援業務委託料192万1000円の3件に、土壌汚染調査業務委託料350万円、交通量調査委託料520万円などを加え、24ページ下段にありますとおり、前年度比51.7%、1億1728万4000円減の1億937万3000円を計上しております。大幅な減額になった理由でございますが、建設予定地の変更により、埋蔵文化財調査委託料が1億3325万9000円ございました。これが不要になったことなどによるものでございます。

これら衛生費の総額は、25ページ下段にありますとおり、前年度比11.5%、7246万7000円減の5億5948万6000円でございます。

ここで、第2斎場整備事業の建設予定地が茜浜に決定してからこれまでの作業状況について説明させていただきます。

第2斎場建設につきましては、昨年11月25日の平成26年第1回組合議会臨時会におきまして、習志野市茜浜を新たな建設予定地として決定したことを受けまして、月末から習志野市の所管部署との協議を開始し、都市計画に関する協議のほか、道路や排水の関係、予定地や周辺環境の把握とともに、事業計画に係る課題について協議を行っているところでございます。

また、建設予定地が茜浜の工業地域にあることから、周辺企業はもとより、企業関係団体の理解を得ることが重要となります。このため、習志野市のご協力を得て、これまで習志野商工会議所を初め、工業地域団体連合会、茜浜第3企業連絡協議会の代表に対し、ご挨拶と事業の概要の説明を行ってまいりました。現在は、隣接の企業を直接訪問してご挨拶と事業概要の説明を行っているところでございます。周辺企業からは、習志野市が組合へ候補地を提案した際の付記事項にもありました、道路交通の課題や操業環境の保全などを中心とすることのご意見、ご要望を多く出されております。これらにつきましては、習志野市の所管部署との協議を行いながら、関係市のご理解をいただいた上で対応してまいりたいと考えております。

次に、事業の進捗状況でございますが、昨年12月に建設設計、環境影響評価に準ずる調査及び火葬炉選定支援の各業務委託を発注しまして、1月から作業を開始

したところでございます。特に設計におきましては、今年度内に22年に作成しました基本計画の見直しを完了させる予定でありまして、当時、火葬件数の推計などが17年の国勢調査の値を使用しているため、これを新しい数値に置きかえるほか、海に面した茜浜における計画として、記載内容の点検修正を行うことを主な目的として作業を進めているところでございます。これらの見直し案ができ次第、ご説明し、意見を伺ってまいりたいと考えております。

第2斎場整備事業に係る経過説明は以上でございます。

それでは、予算の説明に戻ります。

26ページ、5款公債費は、三山園建替事業及び斎場の火葬炉増設等事業に際して借り入れた組合債の償還金の元金利息などで1億307万1000円を計上しております。

最後となりますが、6款予備費につきましては1億1298万5000円を計上しております。これは議会、総務で100万円、三山園で1393万7000円、馬込斎場で500万円を計上したほか、第2斎場分としまして、歳入の説明で申しましたが、建設予定地の変更により生じた26年度までの分賦金の剰余見込み額1億8739万7000円を、27年度及び28年度までの債務負担行為に基づく契約で、次年度以降の支出額が決定しておりますことから、これらの事業費の財源とするために27年度に繰り越いたします。この繰越金を27年度の事業費9434万9000円に充当し、その残額9304万8000円につきまして、さらに28年度までの債務負担行為の財源として繰り越すことを前提に予備費に計上するものでございます。

以上が27年度歳入歳出予算の説明でございます。

.....

○議長（田中真太郎議員） これより質疑に入ります。

なお、質疑の際はページ数を明示の上、質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

岩井議員。

○5番（岩井友子議員） ページ数で申し上げますと21ページ、歳入と歳出の比較なんです、三山園が採算がとれているのかなというので、歳入は4億5872万円

で、歳出が5億687万6000円ということで、この数字を見ると、三山園はもしかして赤字なんだろうかと思えたんです。今回、退職金の支払いがあるということで、退職の引当金の取り崩しなんかも行われていますけれども、そういうのを合わせても、どう見ても三山園は歳入不足になっているんじゃないかと。その補填がもしかして分賦金で行われているのかなと読めたんですけれども、そのところがどうなっているのか説明してください。

○議長（田中真太郎議員） 管理次長。

○管理次長（森戸哲郎） ただいまの岩井議員のご質問なんですけれども、関係市からの分賦金につきましては、これはあくまでも三山園の建てかえの際の元利償還金、7,400何がしですけれども、そちらの分を頂戴しているという形でございます。実際には前年度からの繰越金、その辺の額を事業費、歳入、歳出合わせる形の中で、今回の場合ですと繰越金が約4,400万円ほど。それに対しまして、その分について、繰越金ですので、事業費以外ということだと予備費に計上になると思うんですけれども、予備費にそのまま計上されれば、そういう意味では使っていないという形になると思うんですけれども、予備費のほうでは、先ほどの説明でも1,400万円ほどということになっておりますので、予算上では、その繰越金を使うような形をとっております。実際には、決算ベースでは多少の剰余金が出てまいりますので、その辺でこの間事業をやってきたというようなところになります。

以上です。

○議長（田中真太郎議員） 岩井議員。

○5番（岩井友子議員） 厳しいんだなということがよくわかりました。今回、報酬改定がありましたけれども、報酬改定の影響額、先ほどマイナス1,670万円と言われて、それから地域区分の見直しで950万円。まだ差し引きでマイナスになるわけで、これに対して、利用をふやして増収を図るということなんですけれども、今回、予算上ではどの程度の利用の増加を見込んだんですか。

○議長（田中真太郎議員） 事務局長。

○事務局長（林田豊） 利用率がふえると一番いいわ

けですけれども、具体的にはショートで14人を15人、長期で1人、そういうことでふやしていこうということでございます。

○議長（田中真太郎議員） 岩井議員。

○5番（岩井友子議員） 長期のほうなんですけれども、この紙で、施設介護サービス費収入が498万6000円減額になっていて、これが報酬改定の影響なんだとわかるんですけれども、施設介護自己負担金収入のほうはプラス21円になっているじゃないですか。報酬が下がるということは自己負担も下がるということなんじゃないかなと思ったので、ちょっとこのところ。その下のところは、短期のほうはサービス費収入と自己負担金収入、どちらもふえているので、そうなのかなとわかるんですけれども、施設介護サービス費収入と自己負担金収入がプラス・マイナスになっているので、このところはどんなふうな計算になっているのか説明してもらえますか。

○議長（田中真太郎議員） 事務局長。

○事務局長（林田豊） まず、今回の介護報酬改定は正式にまだ決まっておらず、具体的には新聞報道でされるということで、実質的に3月当初に厚労省が説明会をやると聞いております。詳細についてはまだわかっておりませんが、こちらのほうでいくと、ショートとデイサービス、それとあと、いわゆる特養部分です。特養部分についてはマイナス4.48%という基本単価のほうもあるという中、利用率を1人ふやすことによって収入があるということで、その辺の差し引き勘定でこういう形になっております。

○議長（田中真太郎議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中真太郎議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

.....

○議長（田中真太郎議員） これより討論に入ります。

討論はありますか。

岩井議員。

○5番（岩井友子議員） 賛成の立場で討論を申し上げます。

介護報酬の改定によって、やはり三山園についても経営状況がますます厳しくなっていくというのが予算上でも本当によくわかります。この間、短期の部分の利用率を上げてほしいということは繰り返し指摘してきましたけれども、一層の経営の改善に取り組んでいただきたいと思います。いい処遇をすること、そのために必要な人を配置する。それによって、例えば赤字になるようなことがあるのかもしれませんが、そういうときには、どういう状況になって収入不足になってしまっているのかということを各市に対してきちっと説明ができるような運営をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中真太郎議員） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中真太郎議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（田中真太郎議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中真太郎議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（田中真太郎議員） 日程第5、議案第2号四市複合事務組合情報公開条例及び四市複合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

〔議案第2号は巻末に掲載〕

○議長（田中真太郎議員） 提出者から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（林田豊） 議案第2号四市複合事務組合情報公開条例及び四市複合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書の1ページ、新旧対照表は3ページをごらんく

ださい。

議案第2号でございますが、独立行政法人通則法の一部改正によりまして、本年4月1日から、同法第2条第2項に規定しております国家公務員の身分が付与されている特定独立行政法人が廃止され、また、改正後の同法第2条第4項において、国家公務員の身分が付与される行政執行法人が新設されます。このことに伴いまして、この改正部分を引用しております本組合の情報公開条例及び個人情報保護条例の条文を改正するものがございます。施行は本年4月1日でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中真太郎議員） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中真太郎議員） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

.....

○議長（田中真太郎議員） これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中真太郎議員） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

.....

○議長（田中真太郎議員） これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中真太郎議員） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（田中真太郎議員） 日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に泉川洋二議員及び伊東幹雄議員を指名いたします。

.....

○議長（田中真太郎議員） 以上で、本定例会の会議

に付された事件の審議は全部終了いたしました。

○議長（田中真太郎議員） これをもちまして、平成27年四市複合事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後2時44分閉会

〔出席者〕

◇出席議員（12人）

議 長	田 中 真太郎
副議長	伊 東 幹 雄
議 員	清 水 聖 士
	泉 川 洋 二
	大 矢 敏 子
	鈴 木 いくお
	岩 井 友 子
	浦 田 秀 夫
	塚 本 路 明
	秋 葉 就 一
	木 村 孝 浩
	宮 本 泰 介

.....

◇説明のため出席した者

管 理 者	松 戸 徹
副 管 理 者	黒 田 忠 司
会 計 管 理 者	泉 對 弘 志
事 務 局 長	林 田 豊
管 理 次 長	森 戸 哲 郎
第2斎場整備室長	吉 野 裕 重
三 山 園 長	滝 口 統 弘
斎 場 長	石 井 博 行

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

四市複合事務組合議会議長	田 中 真太郎
四市複合事務組合議会議員	泉 川 洋 二
四市複合事務組合議会議員	伊 東 幹 雄